



2026年 4 月号

めいほく

姪北校区自治協議会
事務局 姪北公民館内
TEL:895-1075/FAX:895-1076
http://meihokujk.blogspot.com
2026年 4月1日発行 第189号

《 校区の標語 》

め ぎすは い きいき ほ とな く らし

～人と人の絆が、つながる・ひろがる・ふくらむ まち～



姪北校区は4月から17年目がスタートします



満開の桜が咲き誇る4月、**姪北校区は17年目がスタート**します。

昨年度は、西区市民総合防災訓練を実施し、校区住民に防災意識を持ってもらいました。さらに、「個別避難計画ワークショップ」を3回実施し、地域住民の連携強化を高める勉強もしました。

令和8年度も自治協議会は、「運動会」をはじめ「文化祭」「もちつき大会」「新春のつどい」などの自治協議会主管行事を行う計画ですが、「こども縁日まつり姪北」は、諸般の事情により、今年も開催を見送ることとなりました。

その代わりに、運動会を今までよりも充実させ、お子さんから高齢の方まで楽しめるようなプログラムを実行委員会で検討する予定です。

自治協議会の各種団体も、独自に事業を計画し、地域住民のコミュニケーションを図ることを考えています。

4月10日には、ピカピカの一年生が、姪北小学校に入学してきます。

安全安心な姪北校区を実感してもらうため、地域住民の皆さんも一緒に、子ども達を見守りましょう。そのために、青色パトロールカーは朝昼巡回して、登下校の児童に声をかけと見守りをしています。

今年度は自治協議会の役員改選の年で、一部役員の改選があります。新役員体制で、安全安心なまちづくりを進めていきたいと思います。

皆さんの力で、姪北校区を盛り上げましょう。



姪北校区自治協議会
会長代行 山田 健爾

ニュースポーツフェスタin姪北を開催しました



2月22日(日)に「ふらばーるバレーボール」いうニュースポーツ大会を実施しました。

ふらばーるバレーボールは、おにぎり型の変形ボールを用い、相手からの返球を床にワンバウンドさせてからプレーするというルールの球技です。変形ボールが意外な方向にバウンドをするため、バレーボールが得意な人が必ずしも優位ではないという特徴があります。



今年度は6チーム35人と小規模な大会になりましたが、小学校低学年の子どもから高齢者までの皆さんが、楽しんだひとときとなりました。

スポーツ振興会

わくわくイベント、を開催しました



2月23日(月・祝)、姪北小学校の児童等30人の参加で、「子どもわくわくイベント」を開催しました。

小学校で、「遊びの達人」と体育用具を活用した遊びやお手玉、けん玉、竹とんぼ等の昔ながらの遊びを体験した後、公民館に移動して、くじ引き、ピングゲームを楽しみました。

お昼には、豚汁とおにぎりを美味しくいただきました。今後も、楽しいイベントを企画して参ります。沢山の子ども達の参加をお待ちしています。

運営にあたり、シニアクラブの皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

青少年・子ども育成会

地域カフェ、に遊びに来ませんか



4月の地域カフェは
28日(火)
10:30～12:30

「地域カフェ」は、地域の皆さんの交流を目的に、月に一度公民館にオープンするカフェです。お茶やコーヒーを飲みながら、参加者が自由に時間を過ごすことができます。



姪北校区では、毎月第4火曜日10時半から12時半に実施しています。

飲み物と手作りのお菓子などは、全て無料です。地域とつながるきっかけとして、是非お立ち寄りください。

地域カフェ委員会

4月 校区掲示板



2日(木) 防犯組合総会	18:30	15日(水) 運営委員会	19:00
4日(土) 交通安全推進委員会	17:00	自治会長会総会	
「街頭キャンペーン」		シニアクラブ連合会総会	13:00
青少年・子ども育成会総会	18:30	19日(日) シニアクラブ連合会総会	13:00
スポーツ振興会総会	19:00	20日(月) 衛生健康委員会総会	10:00
福岡市監査	10:00	男女共同参画委員会定例会	19:30
編集委員会	18:00	22日(水) 自治協議会総会	19:00
執行役員会	19:00	25日(土) 交通安全推進委員会総会	16:00
12日(日) シニアクラブ連合会	14:00	28日(火) 地域カフェ	10:30
「カラオケ交流会」			
13日(月)～17日(金)		9日(木) 姪浜中学校入学式	
交通安全推進委員会「街頭保護指導」		10日(金) 姪北小学校入学式	
		4・11・18・25日(土) 防犯組合夜間パトロール	19:00

事情により、予定を変更する場合があります

パトロール乗務者の全体会を行いました



2月25日(水)、青色パトロールカー乗務者全体会を行い、30人の参加がありました。全体会は、現在までの運行状況や説明、今後の課題や意見を出し合う場所です。当日までの運行回数は380回、合計乗務者数はのべ760人、無事に休みなく運行できているのは、乗務者の皆さんのおかげです。しかし、現在の乗務者登録数は55人で、無理なく運行するには、運転者・同乗者とも数が不足しています。



運行中、元気な声であいさつを返してくれる子、ベコッと頭を下げてくれる子、子ども達の笑顔で幸せな気持ちになります。

登下校時に子ども達を見守ってくれる方、関心を持ってくれた方、姪北公民館(TEL895-1075)にご連絡ください。お待ちしております。

パトロール委員会

健康講座を行いました

質の良い睡眠について



2月27日(金)、村上華林堂病院の看護師の梅野さんと理学療法士の佐々木さんを講師にお迎えし、健康と睡眠の関係や、睡眠時無呼吸症候群について分かりやすくお話しいただきました。18人の参加でした。

紙バンドで小物入れ作り



3月6日(金)、紙バンドを使った小物入れ作りの健康講座を開催しました。11人の参加者の皆さんは、和やかな雰囲気の中で交流を深めることができました。手先を使うことで健康意識の向上にもつながる、楽しく有意義な講座となりました。

衛生健康委員会

「フェアトレード」って? ~児童労働について学びました~



2月28日(土)、男女共同参画委員会主催でドキュメンタリー映画「バレンタイン揆」の上映会を行いました。28人の方に観ていただきました。

私達が食べているチョコレートの原料「カカオ」を育てる農園で働いているのは、生活のために、学校に通わせてもらえない子ども達でした。

私達が食べているカカオが、どこでどのように生産、収穫されているのか、考えたことがありませんでしたが、私達が何気なく食べているもの、身につけているものは、そこに关わる全ての人々のおかげだと知り、自分ができることは何か考える機会となりました。

「フェアトレード」とは、開発途上国で生産された農作物や製品を、適正な価格で継続的に取引することで、立場の弱い生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組みで、この仕組みが「児童労働」をなくすための支援となっています。毎日、重労働をしている子ども達を学校に通わせるために働いている団体の活動も紹介されていました。

「バレンタイン揆」は、チョコレートが一番消費されるバレンタインに、フェアトレードマークがついた商品を送りましょうという運動です。私達に出来ること。フェアトレードマークの入った商品を探してみませんか。



男女共同参画委員会

違反広告物の取り締まりを行いました



3月14日(土)から3月24日(火)の日程で、路上違反広告物取り締まりを行いました。環境委員会では、地域の電柱や壁面に不要な広告物がないか年2回確認し、環境美化、安心安全な環境作りに取り組んでいます。

取組の甲斐あって、違反広告は以前に比べて少なくなっています。違反広告の撤去には資格が必要で、個人で取り外してはいけません。気になるものを見つけた場合は、町内の環境委員にご相談ください。

環境委員会



初春を楽しむバスハイク 伊万里・松浦へ



3月10日(火)、会員42人で、伊万里・松浦を訪問しました。「伊万里・有田焼伝統産業会館」では、焼き物の歴史を学び、すばらしい伝統工芸品を鑑賞しました。

お昼は、松浦名物の「あじフライ」で大満足。

次に訪れた「松浦一造」では、酒蔵見学とあわせて「河童のミイラ」も見学し、さらには日本酒の試飲、買い物を楽しみました。

好天にも恵まれ、楽しいバスハイクとなりました。



シニアクラブ連合会

免許がなくてもドライバー

自転車安全利用五則、を知っていますか

今年4月から、自転車にも交通反則通告制度が適用されます。自転車事故のない安全で安心な社会のために、自転車利用時は“あたりまえ”の交通ルールを実践することが重要です。もう一度自転車の基本的な通行ルールを確認しましょう。

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両です。歩道と車道の区別がある道では、**車道通行が原則**です。道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、**車道寄りの部分を徐行**します。歩道は歩行者優先です。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しましょう。



反則金：通行区分違反 6,000円 / 歩道徐行等義務違反 3,000円

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号を必ず守り、安全確認をしましょう。



反則金：信号無視 6,000円
一時不停止 5,000円

3

夜間はライトを点灯

ライトを必ず点灯。反射機材で周囲にアピールすることも有効です。



反則金：無灯火 5,000円

4

飲酒運転は禁止

刑事手続
● 酒気帯び運転
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
● 酒酔い運転
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金



5

ヘルメットを着用

自転車利用の全ての人ヘルメットを着用しましょう。中学生までの子どもには着用させるようにしましょう。



・福岡市ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/seikatsuanzen/shisei/jitensya-kotsurule.html>
・警察庁 自転車ポータルサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html> をもとに作成